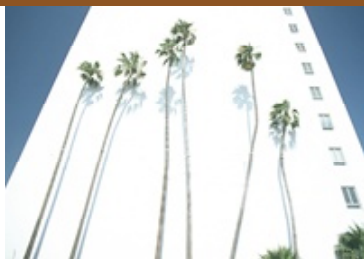




中小企業の事業発展のため、何よりお客様の問題解決をワンストップで対応する事を事務所理念にしています。スタッフともどもほんの少し他の事務所よりサービスの量や質を上げる「ワンモアサービス」税務会計だけにとどまらずよろず相談書になれるよう幅広い分野の窓口になれるよう「ワンストップサービス」を合言葉に努力しています。 [サイトに戻る](#)

11月号

ナビゲーション



7月の税務

5月決算法人の申告 11月決算法人の中間申告
消費税の簡易課税制度が27年4月1日以後保険業が第4種から第5種へ不動産業が第5種から第6種へ変わります。ただし平成26年10月1日以前に簡易課税制度選択届出書を提出した場合には、簡易課税制度適用開始課税起案初日から2年は改正前のみなし仕入れ率が適用となります。26年4月1日以降に開始する事業年度については、所得拡大促進税制・研究開発税制について条件が緩和有利になりました。研究開発税制については、税額控除限度額が2割から3割に引き上げられています。これに加え、試験研究費が増加した場合の増加型や売上高の試験研究費に対する割合が10%を超える場合に利用できる高水準型のいずれかと併用が可能で最高法人税の4割が控除可能となっています。その他の生産設備投資促進税制などの税額控除制度と併用も可能なため節税効果が非常に大きい税制です。要件等厳しいため詳しくはご相談下さい。所得拡大促進税制は平成25年から雇用の給与支給額の5%増加の条件が2%に緩和されています。人件費が増加した法人についてはぜひご利用下さい。

7月の労務

税務調査程の頻度ではないのですが労務においても定期的に調査が行われます
労働基準監督署 定期監督 任意に選んだ事業所に通常監督署に呼び出しの形で行われます。労働条件自主点検表によりチェック指導されは正勧告、指導書票どが出た場合期日までに報告書を提出します。従業員が10名以上の場合の就業規則、労働条件通知書、三六協定、労働者名簿、賃金台帳などの整備をお手伝いいたします。その他従業員などの申告による申告調査や災害のあった場合における調査の場合は事業所に臨検する調査となります。
年金保険事務所→統合調査 定期的に(4年に1度)通常年金事務所に呼び出しの形で行われます。適用対象にもかかわらず社会保険未加入者がいないかの確認、報酬月額の確認など主に社会保険の適正調査を実施します。
助成金調査→助成金に対する調査です。助成金の不正受給は厳しいペナルティがあるため怖い調査の一つです。
その他業種によっては所轄官庁の調査があります。

事務所近況情報

平成27年1月より改正となる相続税対策のご相談(特に不動産管理・所有会社を利用した節税相談 保険、贈与を利用した対策)を承っています。現在、個人事業者様の法人なりのご相談を多く承っています。法人なり、法人設立に際しては、消費税免税期間を考慮したプロの支援が必要です。また公的仕事受託のため、各業法において社会保険未加入については厳しい処置が行われています。建設業においては国土交通省管轄の公共工事については元請、一次下請けまで社会保険未加入事業者を原則排除するという通達が出ました。良い人材の確保のためにも社会保険加入手続きについてのご相談も随時応じています。当事務所は、電子化できる手続きは税務労務ともに100%電子化を基本としています。また記帳手続の自動化を研究しています。インターネットバンキングからの自動読み込み、他会計ソフトからの自動変換などの導入相談 給与計算のアウトソーシング、会計給与ソフト導入支援相談も応じます。またHPを利用した宣伝などのご提案及び紹介もしています。社会福祉法人については改正により財務諸表を原則自法人のHPにて公表するようになりました。27年移行新社会福祉法人会計移行の相談も承ります。

今月のお悩み相談

Q 従業員採用の際に誓約書を書かせるには？
A 従業員採用の際には書面にて労働条件を通知するのが労働基準法にも定められていますが別途法的拘束力はないものの誓約書を書いておくということも、コンプライアンス、情報化社会のもと最低限会社が守っておいてほしい事項を定めておくことも後々のトラブル防止に役立ちます。営業秘密、企業の技術情報、顧客データなどの情報を漏えいする事の禁止などは一番大事なポイントです。会社の機密書類を自宅に持ち帰る事を禁止したり、USB、PCなどの個人利用の禁止などもルール化したほうがよいでしょう。その他業種によって異なりますが以下のケースも誓約書に記載することが多いです。
二重就業の禁止
就業中退職後の就業中にえた情報や技術を利用しての一定期間の競業禁止義務
会社の金品の無断使用
職場の雰囲気悪くするようないじめ、かげ口悪口の禁止 業務命令違反をしないことなども重要ポイントです。文書化についてはご相談下さい。

外国人雇用のポイントは？

外国人を雇ったら

雇用対策法に基づき外国人を雇用する事業主には外国人の雇入れ及び離職の際に在留カードまたはパスポートから、氏名（ローマ字または漢字で記入）、在留資格、在留期間、生年月日、性別、国籍、資格外活動の有無についてハローワークに届け出る義務があります。（雇用保険被保険者資格取得・喪失届の備考欄に記載
特別永住者は対象外となります。

対象事業主

年平均有給取得日数が9日未満または月平均所定外労働時間数が10時間以上

認定支援機関の経営改善計画支援について

認定支援機関（当事務所も該当）は経営改善計画の策定支援事業を実施しています。

対象先

年商3億円以下（中心年商1億円以下）

保証協会付融資がほぼ100%

営業キャッシュフローは+だが約定返済が不可能

経営改善計画に前向きであること

対象金融支援目標

条件変更 借換融資 新規融資

経営改善計画については費用の2/3の補助が受けられます。

税理士

社会保険労務士・行政書士
林 敦子

〒300-0835

茨城県土浦市大岩田9-3-1-13

TEL.029-886-4388

FAX.029-886-4389

税務・労務・許認可のワンストップ
事務所です。中小企業経営革新支援
機関認定事務所

お得な助成金や融資制度。

[助成金・融資サポート](#)

<http://tsuchiuratax.jp/jyoseikinn/>